

知っておきたい！ 特定商取引法

特定商取引法とは

訪問販売や通信販売等、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めた法律です。



特定商取引法の対象となる各取引類型

特定商取引法は、

- 消費者が自ら求めないのに販売などの勧誘を受ける
- 事業者と対面して販売条件を確認できない
- 長期・高額の負担を伴い解約等のルールが不明確である
- ビジネスに不慣れな個人を勧誘するような取引を対象としています。

訪問販売

事業者が消費者の自宅等に訪問して、商品や権利の販売又は役務の提供を行う契約をする取引のこと。キャッチセールス、アポイントメントセールスを含まず。



通信販売

事業者が新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引のこと。「電話勧誘販売」に該当するものを除きます。



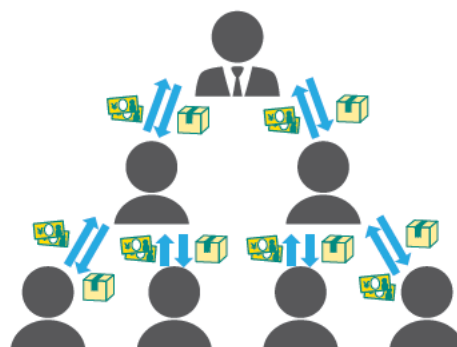
電話勧誘販売

事業者が電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引のこと。電話を一旦切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合にも該当します。



連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品（権利）・役務の取引のこと。いわゆるマルチ商法を含みます。



特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引のこと。現在、以下の7つの役務が対象とされています。

特定の7種類のサービス提供は、
特定商取引法の規制対象となる可能性があります。



役務（サービス）の種類	期間	金額
エステ、美容医療	1月を超えるもの	5万円を超えるもの
語学教室、家庭教師、学習塾、PC教室、結婚相手紹介サービス	2月を超えるもの	

業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事が必要であるとして、商品等を売って金銭負担を負わせる取引のこと。いわゆる副業・内職商法を含みます。



訪問購入

事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引のこと。



ほかにもこんな商法があります

ネガティブ・オプション（いわゆる送り付け商法）

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

- 特定商取引法について、詳しくはこちら

<https://www.no-trouble.caa.go.jp>



クーリング・オフは、契約の申込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で解約できる制度です。

クーリング・オフができる取引と期間

8日間

訪問販売、電話勧誘販売、
特定継続的役務提供、訪問購入

20日間

連鎖販売取引
業務提供誘引販売取引



※通信販売はクーリング・オフができません。返品特約（返品のルール）をよく確認しましょう。

クーリング・オフの方法

- クーリング・オフは、ハガキなどの書面又は電子メールなどの電磁的記録による通知で行えます。
- ハガキやメールなどには、契約（申込）年月日、販売（役務提供）会社、担当者名、商品（役務）名、契約金額及び契約の解除・返金を求める旨を記載します。あなたの住所・氏名を書くことも忘れずに。
- ハガキの場合、表・裏共にコピーを取り、郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの発送した記録が残る方法で出して、受取証などをもらい、ハガキのコピーと受取証を大切に保管しましょう。
- 電子メールの場合、送信したメールは削除しないでおきましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても解約できる場合があります

【訪問購入以外の取引類型】

虚偽を告げられた場合や事実を告げられなかった場合

【連鎖販売取引・特定継続的役務提供】

契約の期間内である場合（一定の違約金が必要な場合があります。）

【訪問販売・電話勧誘販売】

日常生活において通常必要とされる分量などを著しく超える契約を締結した場合

困ったらまずは相談！

身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎（局番なし）

い や や！

1 8 8



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター イヤヤン